

議案第 17 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の20の項中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削り、同表の7の8の項中「、第63条第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、「又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

令和2年度税制改正に係る法人税法の一部改正の施行により、連結納税制度の見直しが行われたことに伴い、租税特別措置法の優良住宅認定制度及び優良宅地認定制度の規定が改正されたことから、当該認定に係る建築関係手数料及び開発関係手数料に関する規定の整理をしようとするものである。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|--|---|---|---|
| 別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料 | | 別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料 | |
| 手数料の種類 | 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) | 手数料の種類 | 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) |
| (略) | | (略) | |
| 20 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号口の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | (略) | 20 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号口の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | (略) |
| (略) | | (略) | |

7 開発関係手数料

| 手数料の種類 | 金額 |
|--|-----|
| (略) | |
| 8 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | (略) |

8~10 (略)

7 開発関係手数料

| 手数料の種類 | 金額 |
|--|-----|
| (略) | |
| 8 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の6第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | (略) |

8~10 (略)